

令和 8 年度市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアル作成支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアル作成支援業務

2 目的

災害発生時に市町村職員が迅速に対応できるよう、市町村に対し市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアルの作成を支援すること

3 事業主体

県（10/10）

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 業務スケジュール

時期（目安） 対応事項

令和 8 年 5 月中旬	契約締結・業務計画書の提出（「6 業務内容(1)」参照）
～令和 8 年 9 月上旬	市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアル（仮称）ひな形の作成（「6 業務内容(2)」参照）
令和 8 年 9 月中旬	市町村職員等を対象とした市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアル（仮称）作成研修の実施（「6 業務内容(3)」参照）
令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月	市町村向け相談会の実施（「6 業務内容(4)」参照）
令和 9 年 3 月 24 日	成果品納品（7 成果品）

6 業務内容

(1) 業務計画書の作成

受託業者は、契約確定後、速やかに県と協議を行い、本委託業務の目的及び趣旨、委託者の意向を十分に把握した上で、全体業務スケジュールや業務実施体制等を記載した業務計画書（様式任意）を作成し、県に提出すること。

(2) 市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアルひな形の作成

○ 目的

市町村における災害廃棄物処理に係る初動対応が迅速かつ円滑に進むよう、市町村に作成を促す市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアルのもととなるひな型

を作成する。

○ 市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアルひな形の内容

- ① 「災害廃棄物対策指針」、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」等、災害廃棄物処理に係る国の資料、「災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関するマニュアル」などの県の資料、他自治体で作成された災害廃棄物初動対応に係る同種の資料（例：別添「高知県災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル」）などを参考に、作成されたものであること
- ② 発災時から災害廃棄物の処理委託をし、処理が開始されるまでの初動対応を時系列に沿って細分化し、細分化された場面ごとに具体的にどのような行動を職員がとるべきかを市町村職員であればだれでもわかるように記述されたものであること
- ③ 市町村ごとに異なる事項（仮置場設置場所の所在地、対応する職員の所属部署など）については、各市町村が該当箇所に内容を記入すれば完成するような体裁であること
- ④ その他不明点については県と協議して内容を決定すること

(3) 市町村職員等を対象とした市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアル作成研修の実施

○ 目的

上記(2)で作成した市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアルひな形をもとに、市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアル作成の必要性やポイント等を解説する研修を行い、各市町村や一部事務組合が独自のカスタマイズを行い、各市町村版市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアルを完成させることができる程度の知識を市町村職員及び一部事務組合職員に習得させる。

○ 研修の内容

- ① 所要時間は2時間程度とし、回数は1回、具体的な日時は受託者が県と協議の上決定する。
- ② 受託者は目的に即し、研修内容や当日使用する資料を提案する。最終的な内容については県と受託業者とで協議の上、決定する。
- ③ 対象者は市町村及び一部事務組合の職員とする。
- ④ 受託者は、研修会に必要な講師、資料、資機材、消耗品等を準備する。
- ⑤ 開催方法は対面とし、会場は県有施設（福岡県庁舎会議室等）を県で手配する。
- ⑥ 市町村への案内、出欠確認は県で行う。

(4) 市町村向け相談会の実施

○ 目的

市町村に災害廃棄物処理の初動対応に係る専門家への相談の機会を提供し、専門家の助言を通じた各市町村独自の市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアル作成を支援することにより、各市町村版市町村災害廃棄物処理初動対応実践マニュアルの県内全市町村での完成を目指す。

○ 相談会の内容

- ① 少なくとも10回（1回あたり7時間程度）の実施とする。
- ② 相談市町村は県で募集し、希望する市町村は可能な限り受け入れるものとする。
- ③ 受託者は、研修会に必要な専門家、資料、資機材、消耗品等を準備する。
- ④ 開催方法は対面とし、県と協議の上、県内で地域的に偏りなく会場を設定することとし、県有施設（福岡県庁舎会議室等）を県で手配する。
- ⑤ 受託者は、相談を希望する市町村数及び上記目的に即した相談会の構成、日程、当日使用する資料を提案する。最終的な内容については県と受託業者において協議の上、決定する。

(5) 業務報告書の作成

本業務の実施結果等の内容を踏まえ、業務報告書を作成する。また、今後県として、市町村に対しマニュアル作成を支援するに際し、参考となる情報（相談会において助言に苦労した事例、助言が奏功した事例など）を内容に盛り込むこと。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとする。
 - ① 業務報告書 1部
 - ② 市町村災害廃棄物初動対応実践マニュアルひな形 1部
 - ③ 上記の電子データ（DVD-R等） 1部
- (2) 受託業者は、本業務が完了したときは、前項に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託業者は、委託者が指示し、受託業者が同意する場合は、履行期間途中においても、成果品を部分引き渡しができるものとする。

8 成果品の提出先

福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県環境部廃棄物対策課

9 成果品に対する責任の範囲

受託業者は、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託者の指示に基づき、成果品を訂正し、改めて提出しなければならない。

なお、これに要する費用は、受託業者の負担とする。

10 権利の帰属

- (1) 本委託において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の図書類、電子情報等、並びにそれらの著作権は、県に帰属する。
- (2) 受託業者は、本委託終了後を含め、業務の成果等を県の承認を受けず、自ら使用することや他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- (3) 業務に関して第三者の著作権を侵害しないよう、受託業者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (4) 成果品は、県が作成するホームページや各種情報提供媒体等において使用できるものとする。

11 秘密の保持

受託業者は、業務の遂行上知り得た秘匿すべき内容を他人に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。

12 その他

- (1) 受託業者は、本委託を実施するに当たり、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて、委託業務を進めること。
- (2) 委託業者は、本委託の趣旨を踏まえ、災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害廃棄物対策指針、福岡県地域防災計画、福岡県災害廃棄物処理計画等を把握し、業務を進めること。
- (3) 本仕様書で定める参加依頼機関、参加人数等は、県の指示により変更する場合がある。
- (4) 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続は、受託業者が迅速に処理する。また、これに要する費用は、受託業者の負担とする。
- (5) 県は、必要があると認められるときには、受託業者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求められる等の措置を行うことができるものとする。
- (6) 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。
- (7) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、その都度、県と受託業者とで協議の上、決定する。
- (8) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。